

(審査庁)

安八町長

堀



審査請求についての裁決の概要の公表について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第85条の規定に基づき、審査庁が行った審査請求の裁決等の内容について下記のとおり公表する。

記

[不服申立ての裁決等の内容]

① 審査請求年月日

令和元年12月30日

② 裁決日

令和2年1月9日

③ 処理期間

10日

④不服申立ての概要と裁決内容

1) 処分の類型（法令根拠）

安八町情報公開条例第9条第1項

2) 裁決内容（認容、棄却等）

却下（行政不服審査法第18条第1項の要件を満たしていないと判断したため）